

議会改革調査特別委員会視察調査報告

＝ 栗山町議会視察調査 ＝

【はじめに】

栗山町議会は、全国で初めて議会基本条例を制定し、議会として、また、議員として果たすべき役割を明確に示し、着実に実践しているという先進議会です。

全国の市町村議会から模範とされる栗山町議会の取組みは非常に興味深く、「透明性の確保（インターネットライブ中継）」「議員は財政問題に弱い（中長期財政問題等調査特別委員会）」「監視型議会からの脱却（提案権・修正権）」などに対応するためのシステムを構築しているところに特徴があることから、八雲町議会改革調査特別委員会でも事前研修を行い視察へ赴きました。

【視察日程等】

- ・視察先：栗山町議会
- ・日時：平成24年8月30日（水） 14時00分～16時10分
- ・参加委員：16名

【栗山町議会事務局長からの説明の主な内容】

「栗山町議会基本条例の誕生と展望」と題し、次のとおり説明がありました。

＝ 議会改革の背景 ＝

平成12年4月に施行された地方分権一括法により、地方議会の役割が広範囲になり、責任の度合いが重くなった。二元代表制の一翼を担う議会として、次の点に重点を置き取り組んでいる。

☆ 透明性の確保

インターネットによるライブ中継により、会議が常に町民に公開され、緊張感を持って行政側と対峙している。

☆ 議員は財政問題に弱い

財政に強い議員集団を目指して特別委員会を設置し、学習を深めている。

☆ 常任委員会所管事務調査の充実

各委員会は必ず月1日以上は調査を実施し、定例会において委員長報告を行って、所属外委員から質問を受けている。

☆ 監視型議会からの脱皮

住民からの意見をしっかりと聞き、提案権、修正権等、住民目線で行動する議会へと変化させている。

☆ 政務調査の導入

各常任委員会の視察を廃止し、政務調査班を自主的に編成して調査・研修している。政務調査費は、議員一人月 8,000 円で、年間 96,000 円支給している。

☆ 住民参加によるまちづくりと議会のあり方

平成 17 年に全国で 2 例目、北海道で初の議会報告会を開催してから 8 年目となる。3 つの班を編成し、3 月定例会後に 12 会場で実施している。

司会、説明、記録、質疑応答は議員間で担当を決め、会場の割り振りは抽選で決めている。回を重ねるごとに議会に対する不平・不満は少なくなり、今では予算・決算などに町民の関心が向くようになってきている。

☆ マスコミとの良好な関係の確保

議会の活動を町民に知ってもらうため、北海道新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社、読売新聞社等に情報を提供している。また、電話取材にも対応できるようにしている。(事務局で対応)

＝ 栗山町議会基本条例の特徴 ＝

1 町民や団体との意見交換のための議会主催による一般会議の設置

町に対して言えない事でも、議会に対しては言える事もある。団体等の開催要望に可能な限り応え、率直な意見を受け止め諸課題に対応できるよう、テーマに沿って議論するようにしている。

2 請願・陳情を町民からの政策提案として位置づけ

請願・陳情を町民からの政策提案として位置づけ、提出者を参考人として会議に出席させ、意見を聞いたり述べたりする機会を設けている。

3 全ての議案に対する議員の態度（賛否）を公表

町民に対して議員個々の政治姿勢を伝えることが大切であると考え、全ての議案に対し、議員個々の賛否を議会広報やホームページ等で公表している。

4 議員の質問に対する町長や町職員の反問権の付与

論点・争点をはっきりさせるため、議員の質問に対し、町長や町職員の反問を認めている。

5 年 1 回の議会報告会の開催を義務化

平成 17 年に開催した初めての議会報告会の中で、参加した町民の方から「今後も議会報告会を続けてほしい」という意見が多く、また、議会で決

定したことは町民に対して報告する義務があることから継続して行っている。

6 政策形成過程に関する資料の提出の努力義務

町長が議会に政策等を提案するときは、発案から議案として提出されるまでの決定過程を資料として議会に示すことを努力義務としている。

7 5項目にわたる議決事項の追加

地方自治法の規定に基づき、町政全体において重要な計画等として、基本構想及び総合計画、栗山町都市計画マスタープラン、栗山町住宅マスタープラン、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、次世代育成支援行動計画を議決事項として追加した。

8 議員相互の自由討議の推進

論点・争点をはっきりさせるため、採決の前に議員相互の自由討議を行うこととしている。

9 政務調査費に関する透明性の確保

議員の資質向上のための調査研究に対し、条例に基づき交付している。公平性、透明性の観点から、町民から疑義が生じないように、1円以上の支出に対する領収書の添付を必要としている。

10 議員の政治倫理を明記

議員の政治倫理に関する規定を議会基本条例の中に組み込んでいる。

11 最高規範性と4年に1度の見直しを明記

議会運営における最高規範であり、町民福祉の向上のために、いかに議会基本条例を生かすかが今の課題である。条例の見直しは、議員改選後に行うこととしている。

12 町民から議会運営に関し提言を聴取する議会モニターを設置

第三者の目から議会運営等を評価してもらうため、議会モニター（任期2年、現在9名）を設置している。議場内にモニター席を設け、議員と同じ資料を配付している。

13 有識者に政策づくりへの助言をもらう議会サポーターの導入

政策形成、立案機能を高め、実施するに至るまでの参考意見として活用するため、大学教授など5名の方たちと研修会や政策懇談会を行っている。

14 正副議長志願者の所信表明の導入

選出過程を町民に明らかにするため、正副議長に志願する者が所信表明を行ったあと、選挙によって選出している。（当選回数には関係なく志願することができ、公平性と透明性が確保されている。）志願者以外の議員への投票があった場合でも、その投票は有効となる。

【質疑応答】

栗山町議会事務局長から説明を受けたあと、各委員から質疑を行いました。議会改革全般について、今後の取組みへの参考とするため、積極的に質疑を展開しました。以下はその内容です。

～ 議会ライブ中継 ～

Q1 透明性の確保ということで議会ライブ中継をやっていると思うが、編集は誰が行っているのか？

A 議会ライブ中継のカメラ操作等は議会事務局職員が行い、録画の編集と配信は業者に委託している。初期投資は350万円、年間経費は90万円で、1時間当たり8,700円である。委員会のライブ中継には、カメラの設置などで50万円を投入した。

Q2 議会ライブ中継で議会休憩時の扱いは？

A 中継されている時間で委託料が積算されるため、休憩中はライブ中継をカットし、『休憩』というテロップを流している。(音声も流れない)

Q3 議会中継の手法やアクセス件数、貸出は行っているか？

A 生中継はユーストリームという媒体で行っている。町職員も視聴しているが、その件数も含めてアクセス件数は通常で20件から40件程度である。改選後の初議会の時は、100件以上のアクセスがあった。録画配信はホームページから視聴することが可能であるが、システム上、アクセスカウントはできない状況である。自宅でパソコンを使用できない方は、議会図書室のパソコンでも視聴することができる。また、DVDで貸出できるように保存も行っている。録画配信については、町民の方から、仕事が終了してから自宅で視聴できるという声も多く寄せられており、効果があると感じている。

～ 一般会議 ～

Q4 一般会議の持ち方は？

A 議会基本条例を制定するため、町民との話し合いを重視してきた経緯がある。一般会議は、各団体から依頼される場合と、議会から各団体にお願いする場合がある。依頼があった場合は、議会運営委員会に諮ってから受けるようにし、常任委員会や三役（議長、副議長、議会運営委員会委員長）で対応し、内容によっては全体で対応することもある。累積赤字35億円の栗山赤十字病院との一般会議の場合は、こちらから開催を求め、病院側の情報を得て、政策提言につなげている。

Q5 決算後の次年度予算についての町側との一般会議は？

- 〔 A 予算案を確認するのは一般会議ではなく、全員協議会の場で非公開として
いる。積極的に政策過程に関わっていくことを目的としている。 〕

～ 議会サポーター ～

Q6 議会サポーター制度の導入背景とサポーターをどのように選ぶのか？

- 〔 A 全国で初めて議会基本条例を制定したということで学者等から注目を浴び、取材を受けることなどで人脈ができたため、制度導入の際はそれらの方々の協力を得ながら検討を行った。
議員と事務局で「チーム議会」を構成していると思っており、二元代表制としてチーム議会に不足する部分を補完する目的の制度である。また、専門的知見を有する方から意見を聞いて勉強し、行政とのパワーバランスを保つのも目的である。
サポーターは議会が依頼し、報酬は無償であるが、講演をしてもらった場合の講演料は支払っている。 〕

～ 議員間の自由討議 ～

Q7 自由討議は定例会の中の一部なのか？

- 〔 A 定例会の一部という位置付けではない。
議場で議員間の自由討議を行ったのは、過去に町長公用車購入という小さな場面で1回だけであり、合併協議だとか指定管理者導入など、本来は議論の大きな場面で議員間の自由討議を行うべきで、まだ上手に運用できていないのが現状である。しかし、常任委員会では自由討議を行っている。 〕

Q8 自由討議の中で議員自らの政策提言を行ったことはあるか？

- 〔 A 総合計画の理念的な部分を修正したことはあるが、具体的な政策提案まではできていないのが現状である。 〕

～ 反問権 ～

Q9 反問権の行使は？

- 〔 A 議長の許可を得て反問権を行使することになっているが、許可を得て行使したことはなく、流れの中で反問となった形が5件ある。
反問権に対応するためには、議員自身が勉強することになり、それによって議員の資質の向上につながるものと考える。 〕

～ 議会報告会 ～

Q10 議会報告会のための勉強会は、どのように行っているのか？

- A 議会報告会は、3班に分け、4人で12会場を回っている。(行き先は抽選で決定)
- 2つの常任委員会から2名ずつ選出し、1年間の議案の重要案件を抽出して報告会の資料を作っている。また、説明担当も決めているが、所属している委員会の内容についてはそれぞれが答え、町民にしっかり答えられるよう、議員各々が勉強することとしている。
- 今後の課題は、来てくださる町民が固定化してきており、工夫が必要である。
- また、勉強すればするほど説明が行政報告に近いものになってきていて、議会報告と行政報告の違いがわからなくなる。議会の報告会は、結果だけではなく、どういう経過・論点・争点で話されたかをわかりやすく伝えることが大切である。

～ 議会基本条例 ～

Q11 議会基本条例を作ろうとした背景は？(住民からの要望?)

- A 議会報告会の評判が良かったということと、議会が民意を反映させるということで、基本条例の策定に踏み切った。札幌市にモデル条例となるものがあったので参考とした。

～ 政治倫理条例 ～

Q12 地方自治法や公職選挙法の規定を議員がしっかり守れば倫理条例は必要ないと思うが？

- A 今はほとんどないと思うが、議員の口利きなどがある。議員は公平で平等にあるべきということは常々感じている。地方自治法や公職選挙法にも規定はされているが、倫理条例を制定して町民との約束という形であえてわかりやすくしたいと思っている。議員のあるべき姿として作るべきものと個人的に思っている。(鶴川議長答弁)

～ 政務調査費 ～

Q13 政務調査費の導入のきっかけは？

- A 委員会での「研修費」が「政務調査費」になった。議員の資質向上を目的とし、そのための調査研究に対する経費を対象としている。

～ 視察受入れ ～

Q14 視察受入れに対して工夫は行っているか？

A 全国で初めて議会基本条例を制定したということで全国から視察に来て
いただいている。視察を受け入れることで自らの勉強にもなる。
視察は4班に分け、3人で対応している（議長は毎回出席）。

～ 常任委員会活動 ～

Q15 常任委員会はもともと2つだったのか？月1回以上の調査をし、委員長が報告を行っているが、その方法は？

A 議員定数が18人の時は3常任委員会であった。今は議員定数13人で
2常任委員会である。3月定例会で翌年度の事務調査の申し入れを行い、
その後（6月・9月）は継続調査の申し入れを行っている。1年間の調査
報告を3月定例会で委員長から報告し、質疑応答を行っている。

～ 一般質問 ～

Q16 一般質問の内容で議会が取り上げて行政に要望したことはあるか？

A 一般質問の内容を全員で協議して取り上げ、町に要望したことはない。

～ 参考人制度活用 ～

Q17 参考人制度の活用は？

A 地方自治法上の参考人制度と請願・陳情の場合に意見を聞く参考人制度を
活用している。
過去に1回、予算委員会（ゴミを炭化する施設の導入の際）の中で学者と
業者を参考人として呼んだことがある。
請願・陳情の場合は、各常任委員会に付託して採択・不採択の決定を行う
が、その際に提出者を呼んで、委員会の中で質疑を行っている。

～ 財政問題 ～

Q18 財政問題に強くなろうと特別委員会を設置しているが、その結果は？

A 設置した経緯は、夕張市の破綻がきっかけであった。栗山町も98億円の
財源不足を生じており、人件費の削減、民営化・指定管理者制度の導入
などで努力した。企業会計や財務関係など、10年スパンでどのように考
え、改革していくかということで研修会も行った。また、財務課を招いて、
財政の勉強を随時行っている。

～ 議会改革全般 ～

Q19 二元代表制としての行政の反応は？

A 議会では修正案や対案を色々と提出すると対立し過ぎて、反応が良くないのが事実である。何でも修正案を提出するのではなく、町民にプラスになる修正案でなければならない。

私見（鶴川議長）であるが、決定するまでは、行政と十分すぎるほど議論すべきだと思う。しかし、決定した以上は議決責任があるので、お互い協力して進めるべきである。

二元代表制の補てんとして、サポーター制度を取り入れ、行政とのパワーバランスを図っているが、修正案・対案はなかなか難しい。

Q20 議会改革推進会議の構成は？

A 推進会議は、議会運営委員会のメンバー、議長、副議長、広報広聴特別委員会の委員長で構成している。

Q21 議会改革を進めて、結果として町民がどのように評価しているか？

A 町民としては、議会基本条例が存在していることはわかっているが、これほど重要だとはわかっていないと思う。もっと町民に重要性をPRしていきたい。

Q22 議会改革を進める中でそのことが町民に浸透しているか？

A 議員は地域の代表ではなく町民全体の代表であり、全体のために一生懸命活動しても、正直、活動と得票数は一致しないと思っている。

議会報告会の中では、「地方議会は二元代表制である」ということを説明してきているので、そのことは浸透してきていると感じている。

誰のための議会改革なのかというと、町民のための議会改革でなければならない。その手段として、町民のためにより良い政策を生み出すことを目的に反問権や自由討議などを定めている。

～ 議会運営全般 ～

Q23 新人議員が常任委員長になったり、当選2回目で議長になるのも議会改革の一つか？また、そのための勉強はどのようにしているのか？

- A 常任委員長は経験も必要であるが、将来性も必要であると思う。町民からの期待が多い分、責任も大きいのでしっかり仕事をしてもらう必要がある。
(平成23年の選挙で新人議員4人が1位から4位当選だった)
議長・副議長は、平成23年から所信表明演説を実施している。議場で所信表明を行い、それをもとに選挙を行っている。
議員としての勉強に関しては、大学の教授なども来町するので、講演を受ける機会や勉強会の機会には恵まれていると思っている。ただ、勉強会では、話を聞くだけにしないよう、それぞれの議員が努力していると思っている。

Q24 マスコミとの良好な関係の確保については？

- A 新聞社は、北海道新聞栗山支局、岩見沢市に朝日新聞社、毎日新聞社、読売新聞社があり、随時情報提供を行って反応があれば事務局として電話取材等に対応し、受入れは議長をはじめ議員が対応できるようにしている。

【視察調査のまとめ】

～ 「情報公開の徹底」と進化するための「自己研さん」 ～

栗山町議会は、議会改革の基本として、平成14年から議会中継を導入し、また、平成17年には北海道内で初めて議会報告会を開催するなど、『情報公開の徹底』を図っています。

議会中継は、平成18年から録画配信も行うことで町民が常に議会を感じることができ、まちづくりに対する意識と議会に対する関心が高まっております。

議会報告会は、参加された町民の方々から「毎年行ってほしい」「議員が変わっても続けてほしい」という声に確実に応えるため、議会基本条例を制定し、議会報告会の開催を義務付けています。更に議会基本条例は、参考人制度の導入や反問権の付与など、町民にとってより良い政策を生み出すため次々と進化させています。

特に議会報告会や一般会議は、議員が町民と直接対峙して議論を行うことから、柔軟な対応と広い知識が求められるため、栗山町議会では、議員個人ではなく『チーム議会』として各委員会が情報の共有と研さんを重ね、また、議員個人が日々努力することで、一人ひとりの資質の向上と議会の機能強化・向上に繋げており、議会基本条例とともに議員個人も進化する努力を行っているところが印象深く感じました。

また、議会報告会や一般会議の特徴的なところは、町全体を対象とした活動として、自らの支持基盤としている地域や団体以外に出向くことにより、違った角度から町民の方々的心声を聞くことができることから、日ごろ行政には言えないことも議会には気軽に言える場の提供を行っているところにあります。

議員活動は、地域に限定した活動だけではなく町全体を視野に入れた活動が求められます。町全体を見渡す広い視野で活動し、適切に町民の意思を反映させるためには、日々のたゆまぬ努力により自らを進化させ、町民の福祉向上のために活動することが本来の議員活動であり、また、そのことが議会機能の強化・向上にもつながると実感しました。

～ 議会基本条例の必要性 ～

全国の各議会では様々な工夫を凝らし、それぞれに合った形で議会改革や議会の活性化に取り組んでいるものと思います。

議会基本条例を制定しなくても議会改革や議会の活性化に取り組むことは可能ではありますが、協働のまちづくりのために、また、町民福祉の向上のために議会がどのような活動をするのかを示し、議員・議会がそれに向かって着実に進化・継続していくために議会基本条例の必要性を感じました。

八雲町議会はどうあるべきなのか、あらためて議員間で議論を深め、町民により良い政策を生み出すため、町民の福祉向上のための努力と、常に軸足を町民に置いた議会活動を展開していきたいと考えています。

おわりに、対応して下さった栗山町議会議長 鶴川和彦 様をはじめ、議員の方々、事務局職員の方々の懇切丁寧な対応と説明に対しまして委員一同感謝し、非常に意義ある視察調査であったことを報告します。

～ 八雲町議会 議会改革調査特別委員会 ～